

## 「原発なくそう！九州玄海訴訟」第17次提訴声明

私たちは、本日、48名の原告をもって、国と九州電力を被告とし、玄海原発の全ての稼働差止等を求める第17次訴訟を佐賀地方裁判所に提起した。第1次から第16次原告と合わせて、10135名の原告（国内47都道府県及び韓国・中国・フランス・イタリア・スイス在住）を擁する原発訴訟となった。

私たちは、昨年11月の第16次提訴により、圧倒的多数の人々の「脱原発の意思」を実現する方針のもとで、提起していた“「1万人原告」による訴訟”を達成したところであるが、さらに歩み続けるものである。

2011年3月11日の福島第一原発事故による被害は、将来の健康被害を含め、いまだその全容が明らかにならないほど甚大である。福島第一原発事故から4年11か月が経過しても、事故はいまだ収束していないし、約10万人もの避難者がいまだ故郷に戻れない状況も変わらない。

安倍政権は原発再稼働政策を推進し、原発事故が起きた場合に実効的な避難ができず、責任の所在が曖昧なことが指摘されていたにも関わらず、昨年8月11日には川内原発1号機を、10月15日には同2号機を、本年1月29日には高浜原発3号機を再稼働させた。

安倍政権の原発再稼働推進政策は、フクシマの被害を小さく見せかけようとする「フクシマ切り捨て」と連動している。効果のうすい除染と帰還政策は矛盾し、“20mSv/年以下では被害がない”との根拠のない前提をもとに避難指示解除、賠償の打ち切りなど被害の隠ぺいと被害の拡大を同時に進行させているのである。100万人につき1～2名と言われる子どもの甲状腺がんの発生が事故後の福島県内で、1巡目で113名、2巡目で新たに39名出ているにもかかわらず事故との因果関係を否定したり、凍らない凍土壁に固執しているため解決できない汚染水問題なども、被害の拡大と隠蔽、被害者の切り捨てであり、再稼働を進めるための施策となっている

政府の政策及び姿勢は、原発の本質的危険性に目をつぶり、福島第一原発事故の被害に正面から向き合おうとせず、かつ、責任の所在をあいまいにさせた

まま、再稼働させようとするものである。

他方、脱原発を願う多数の国民の声はとどまるところを知らない。私たちの訴訟の原告数が佐16次提訴で1万人を達成したこともその証左である。また、昨年8月9日に鹿児島県薩摩川内市で開催された川内原発再稼働反対の集会には約2000人、11月1日に愛媛県松山市で開催された伊方原発再稼働反対の集会には約4000人もの人々が全国から参加した。昨年8月22日、23日の世論調査でも、川内原発再稼働を「良くなかった」と回答したのが49%なのに対し、「良かった」と回答したのは30%と、原発再稼働への反対意見が賛成意見を上回っており、国民の多数の意思が脱原発にあることが示されている。

九州電力を含めた電力会社、国は、原発が深刻な人権侵害を引き起こす危険を認め、脱原発を願う国民の意思を実現すべきである。

私たちは、今回の提訴で実現した「1万人原告」の視点で、本年2月6日に1万人達成記念フェスティバルを開催し、1300人を集める集会を成功させ、経済団体や自治体をも巻き込み、より質の高い脱原発の圧倒的多数世論を確立させることを確認した。私たちは、それをもとに訴訟を進める決意であり、全国の脱原発訴訟の関係者、福島第一原発事故の被害者の方々、原発から30km圏内に留まらない被害を受ける可能性のある自治体、安全に事業を展開したい事業者等を含む国民世論の圧倒的な支持と連帯のもと、脱原発の運動の質を高め、原発の再稼働を許さず、国と九州電力に玄海原発全ての稼働差止め、その先に廃炉を求め、全ての原発廃炉を実現させるものである。

上記のとおり声明する。

2016年2月18日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団